

警視庁告示第 2/46 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 9 月 1 日

警視総監 筒井 洋樹

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

納入通知書

3 公示事項

道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

東京都品川区豊町4丁目17-13-302

貝塚 克実

納入通知書 (納付番号 30-330-260728-431433)

東京都豊島区南大塚1丁目51-11-406

LE HOANG DUNG

納入通知書 (納付番号 30-550-260710-205837)

東京都墨田区東向島5-7-9

平石 一成

納入通知書 (納付番号 30-550-260727-206083)